

令和3年度 第3回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時 : 令和3年12月21日(火) 午後1時～

場 所 : 鶴岡市役所 委員会室 (3階)

鶴岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和3年11月12日～)

区分	氏名	就任年月日	備考
被保険者代表	小 池 貢	H29. 11. 15～	鶴岡市農業協同組合
	齋 藤 源之助	R元. 11. 15～	庄内たがわ農業協同組合
	佐 藤 清八郎	R元. 11. 15～	山形県漁業協同組合
	齋 藤 邦 夫	H25. 11. 15～	鶴岡商工会議所
	熊 木 誠	R3. 8. 4～	出羽商工会
保険医・保険 薬剤師代表	福 原 晶 子	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	佐久間 正 幸	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	三 原 一 郎	R元. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	迎 田 健	H27. 11. 15～	鶴岡地区歯科医師会
	鳥 海 良 明	R元. 11. 15～	鶴岡地区薬剤師会
公益代表	遠 藤 初 子	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
	坂 本 昌 栄	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
	黒 井 浩 之	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
	阿 部 寛	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
	五十嵐 一 彦	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
被用者保険等 保険者代表	小 池 信 明	R3. 8. 4～	山形県被用者保険等保険者連絡協議会 (きらやか健康保険組合)
摘 要	任 期	令和元年11月15日 から 令和4年11月14日 まで	

(市・事務局)

職 名	氏 名
副市長	阿 部 真 一
健康福祉部長	渡 邊 健
課税課長	村 上 江 美
納税課長	五十嵐 英 晃
健康福祉部次長兼健康課長	伊 原 千佳子
国保年金課長	佐 藤 玲 子
藤島庁舎市民福祉課長	長谷川 郁 子
羽黒庁舎市民福祉課長	佐 藤 美 香
櫛引庁舎市民福祉課長	前 田 郷 子
朝日庁舎市民福祉課長	小野寺 智 子
温海庁舎市民福祉課長	加 藤 早 苗
国保年金課課長補佐	山 口 幸
国保年金課国保医療係主事	難 波 拓 実
国保年金課国保医療係主事	石 田 智 子

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 報 告

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(2) 保険税（料）水準の統一に向けた議論の経過

5. 協 議

(1) 鶴岡市国民健康保険税の改定（案）について

(2) その他

6. その他

7. 閉 会

報 告

(1)新型コロナウイルス感染症への対応について

①傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等感染が疑われる者で労務に服することができない期間で給与等の支払いを受けることができなかつた場合、傷病手当金を支給するもの。

【適用期間】 令和2年1月1日から令和4年3月31日まで

【実績】 令和元年度 0件

令和2年度 0件

令和3年度 0件（令和3年11月末現在）

【国からの財政支援】 支給額の全額（特別調整交付金）

②国保税の減免

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯について国民健康保険税の減免を行うもの。

【減免対象】 令和2年2月1日から令和4年3月31日までに納期限が設定されている国民健康保険税

【実績】

年度	件数		課税金額	減免金額
	申請件数	決定件数		
令和3年度 (12/15現在)	72件	59件 *R2分あり 3件	14,980,700円 *ほかR2分 32,600円	10,436,800円 *ほかR2分 27,300円
令和2年度	205件	161件	43,217,800円	30,398,000円
令和元年度	176件	139件	7,393,000円	5,052,900円

・令和3年度：不決定9件 令和3年度のみ決定56件 保留4件
・令和2年度：不決定44件 令和2年度のみ決定24件
・令和元年度：不決定37件 令和元年度のみ決定1件

【国からの財政支援】 減免総額の全額

- ・国民健康保険災害等臨時特例補助金にて10分の6
- ・特別調整交付金にて10分の4

(2) 保険税（料）水準の統一に向けた議論の経過

① 国民健康保険法の改正について

都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項として「保険料水準の平準化に関する事項が追加（令和6年4月1日施行）

⇒ 保険税（料）水準の統一が実質的に法律上義務付け

② 山形県国民健康保険運営方針の中間見直し（R3.3）について

（一部抜粋）

8 保険税（料）水準の統一に向けた議論

将来的な保険税（料）水準の統一を視野に、本方針に定める医療費適正化や収納率向上の取組みを一層推進するとともに、本県における統一の範囲、目標年次、前提条件等の具体的な事項について、県と市町村による議論を深め、次期運営方針に議論の結果を反映する。

③ 作業部会の設置について

上記中間見直しにより、2つの作業部会が設置された。

財政運営安定化部会	本県の国民健康保険財政運営に関すること（保険税（料）水準の統一に関することを含む）
事務標準化部会	市町村事務の標準化、広域化、共同化に関すること

※本市は財政運営安定化部会の構成員

④ 開催状況

財政運営安定化部会（R3.5.19、R3.7.14、R3.9.27）

令和3年度第1回山形県国民健康保険連絡調整会議事務レベル検討会（R3.10.14）

令和3年度第1回山形県国民健康保険連絡調整会議（R3.11.24）

⑤ 連絡調整会議（R3.11.24）における協議について

【協議内容】

ア 保険税（料）水準の統一の理念

保険税（料）水準を統一し、将来予想される保険税（料）負担の上昇を平準化することで、県内市町村における国保財政運営の安定化を図り、本県の国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものとすることを目指す。

イ 保険税（料）水準の統一の定義

当面の間「納付金ベースの統一」を目指すこととし、「税率の完全統一」については将来的な検討課題とする。

※納付金ベースの統一

各市町村の納付金算定において、現在すべて納付金に反映している市町村ごとの医療費水準を反映しないものとすること（医療費分の相互扶助の実現）。税（料）率については、保健事業等に係る費用、収納率、剰余金や基金残高等と踏まえ、市町村独自に決定する。

【参考】二次医療圏単位での統一

厚生労働省では、保険税（料）水準の統一を進めるにあたり、地域の実情に応じ、各指標のバラツキの縮小を進めながら、二次医療圏単位などグループごとの統一から段階的に統一を目指す方法もあるとしている。

ウ 統一の目標時期と進め方

次期運営方針の対象期間である令和7年度から令和11年度にかけて段階的に医療費比数反映係数 α を0に近づけていき、令和11年度には0とする。

※医療費指数反映係数 α ：納付金の算定にあたって、医療費水準をどの程度反映するかを調整する係数。山形県は現在 $\alpha = 1$ だが、0の場合は医療費水準を納付金に反映しないことになる。

エ 統一に向けた激変緩和措置等について

- ・ 県繰入金による激変緩和措置
- ・ 医療費適正化のインセンティブ措置
- ・ 県による市町村の医療費適正化の取組み支援

【協議結果】

- 「統一の理念」及び「統一の定義」は提案のとおりとなった。
- 納付金ベースの統一の目標時期と進め方及び二次医療圏単位の統一の必要性については、全保険者での合意形成が得られなかったため、継続して協議を行う。

協 議 (1) 鶴岡市国民健康保険税の改定(案)について

令和4年度国民健康保険税の改定の考え方(案)

本市の国保税は3年に1度の見直しを基本としており、前回令和3年度改定については、検討の結果、税率を継続することとなった。当時は新型コロナウイルス感染症による国保財政への影響が不透明だった部分もあったが、令和2年度決算や仮係数に基づく令和4年度国保事業費納付金の算定結果を踏まえた現在の財政見通しでは、令和8年度末の留保財源(繰越金+基金)が約12.4億円になる見直しになったことから、令和4年度の引下げを検討する。

1 財政見通しの期間について

国保税の改定時期は、山形県国保運営方針の計画期間(平成30年度から令和5年度までの6年間)に合わせてとともに、3年に1度の見直しを基本としていることから、現運営方針の先3年となる令和8年度までの財政見直しとする。

なお、令和6年度からは次期運営方針になるため、令和5年度中に令和6年度改定を検討する。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
運営方針	山形県国保運営方針(6年間)						次期運営方針～		
国保税率	改定				改定		見直し		

検討の結果、継続

2 国保事業運営基金について

税収が激減した場合等に備え、将来的に「国保事業費納付金のおよそ2割」の規模となる「約6億円」の水準を確保することとする。(令和2年度第3回国保運営協議会(令和2年12月24日開催)における提案と同様)

3 賦課総額及び応能・応益割の割合について

剰余金の解消を進めながら、令和8年度末に国保事業運営基金の保有水準を維持できることを目標とする。また国保事業費納付金の区分ごと(医療分、支援分、介護分)の所要額に応じて過不足を調整するが、現行税率を設定した際と同様、応能割52:応益割48をバランスとして税率を算定する。

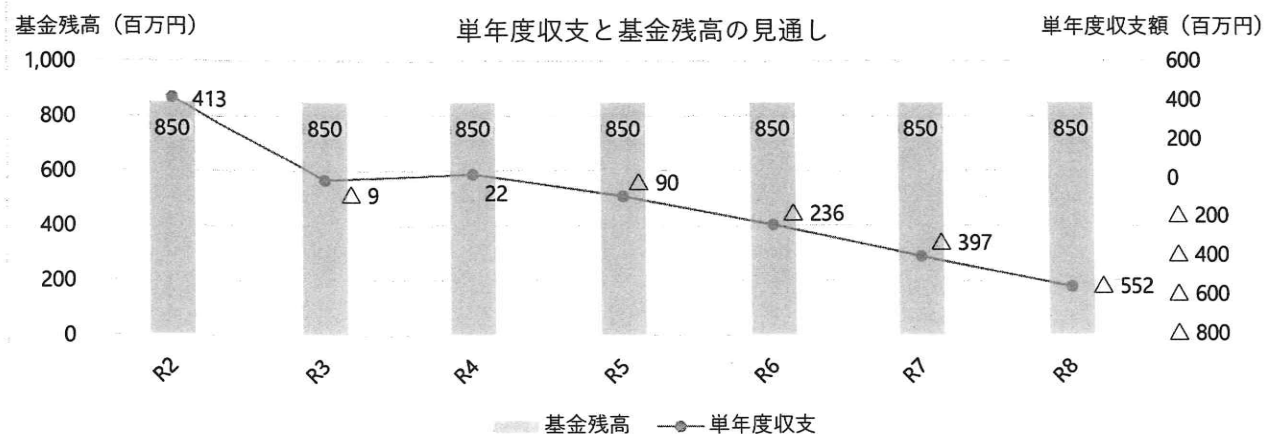
鶴岡市国民健康保険の財政見通し

(単位：千円)

歳入		(決算額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年 度	R2		R3	R4	R5	R6	R7	R8
国 保 税	2,775,303		2,611,120	2,458,847	2,376,863	2,253,729	2,123,820	2,011,611
国 県 支 出 金	8,819,505		8,978,720	8,985,936	8,877,071	8,735,357	8,529,638	8,359,153
一 般 会 計 繰 入 金	851,430	⇒	833,551	839,382	830,044	817,125	806,668	796,841
基 金 繰 入 金	0		0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 越 金	1,240,445		1,653,285	1,644,495	1,666,913	1,576,810	1,340,695	944,079
そ の 他 収 入	46,614		32,320	38,223	36,989	36,989	36,989	36,989
歳 入 計	13,733,297		14,108,996	13,966,883	13,787,880	13,420,010	12,837,810	12,148,673

歳出			(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年 度	R2		R3	R4	R5	R6	R7	R8
事 務 費	103,213		85,601	99,546	88,128	88,128	88,128	88,128
保 険 給 付 費	8,349,008		8,820,593	8,840,772	8,745,279	8,603,565	8,397,846	8,227,361
国保事業費納付金	3,361,537		3,125,376	3,128,317	3,148,162	3,158,121	3,178,266	3,212,043
共 同 事 業 拠 出 金	2	⇒	10	10	10	10	0	0
保 健 事 業 費	168,216		179,366	179,635	179,635	179,635	179,635	179,635
基 金 積 立 金	0		0	0	0	0	0	0
そ の 他 支 出	98,177		253,555	51,690	49,856	49,856	49,856	49,856
歳 出 計	12,080,153		12,464,501	12,299,970	12,211,070	12,079,315	11,893,731	11,757,023

収支等			(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年 度	R2		R3	R4	R5	R6	R7	R8
形 式 収 支	1,653,144		1,644,495	1,666,913	1,576,810	1,340,695	944,079	391,650
単 年 度 収 支	412,699	⇒	△ 8,790	22,418	△ 90,103	△ 236,115	△ 396,616	△ 552,429
年 度 末 基 金 残 高	850,447		850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447



国保事業費納付金：保険税水準の統一（納付金ベース）の影響により令和7年度以降一定程度増加することを想定

国民健康保険税の改定について（案）

仮係数に基づく令和4年度国保事業費納付金の算定結果をもとに、令和8年度末に基金を約6億円確保することを目標として、改定率を以下のとおり試算した。

【税 率】

・医療保険分

	所得割	均等割	平等割
現行	7.9%	25,200円	20,400円
改定	7.5%	25,200円	18,400円
差	△0.4%	—	△2,000円

・後期高齢者支援金等分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.8%	8,400円	7,200円
改定	2.7%	8,400円	7,200円
差	△0.1%	—	—

・介護保険分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.5%	10,800円	6,000円
改定	2.2%	10,800円	5,200円
差	△0.3%	—	△800円

【加入者1人当たり賦課額】

改定：△3,916円 △3.85%の引下げ

国保財政の見通し【現行税率と改定（案）との比較】

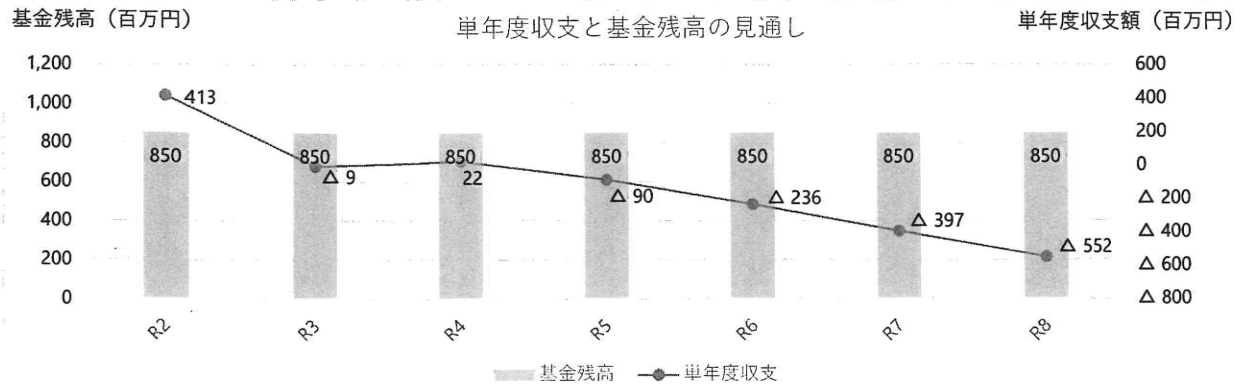
現行税率ベース

(単位：千円)

歳入	(決算額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国保税	2,775,303	2,611,120	2,458,847	2,376,863	2,253,729	2,123,820	2,011,611
前年度繰越金	1,240,445	1,653,285	1,644,495	1,666,913	1,576,810	1,340,695	944,079
歳入計	13,733,297	14,108,996	13,966,883	13,787,880	13,420,010	12,837,810	12,148,673

歳出	(決算額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国保事業費納付金	3,361,537	3,125,376	3,128,317	3,148,162	3,158,121	3,178,266	3,212,043
歳出計	12,080,153	12,464,501	12,299,970	12,211,070	12,079,315	11,893,731	11,757,023

収支等	(決算額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
形式収支	1,653,144	1,644,495	1,666,913	1,576,810	1,340,695	944,079	391,650
単年度収支	412,699	△ 8,790	22,418	△ 90,103	△ 236,115	△ 396,616	△ 552,429
年度末基金残高	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447



改正（案）ベース

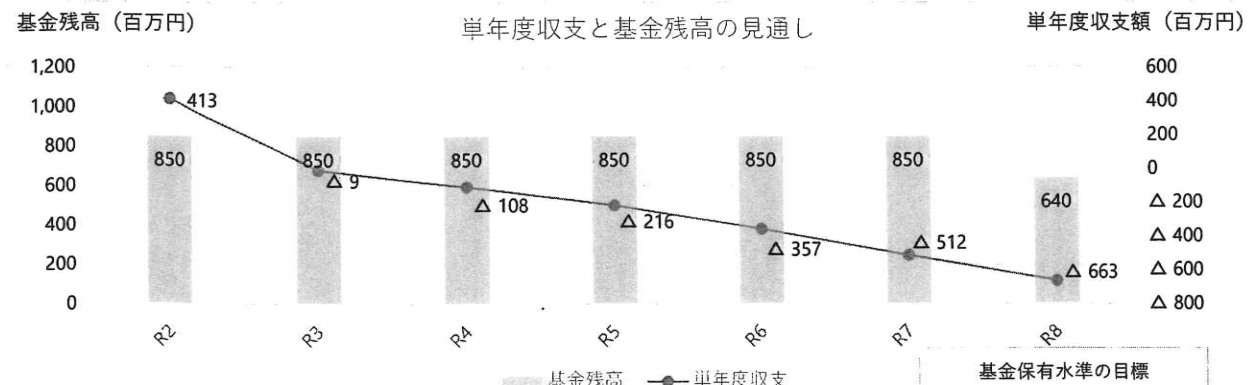
R4改正 (△3.9千円/人)

(単位：千円)

歳入	(決算額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国保税	2,775,303	2,611,120	2,357,508	2,280,085	2,161,668	2,036,810	1,928,979
前年度繰越金	1,240,445	1,653,285	1,644,495	1,536,363	1,320,679	964,138	452,432
歳入計	13,733,297	14,108,996	13,836,333	13,531,749	13,043,453	12,346,163	11,757,023

歳出	(決算額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国保事業費納付金	3,361,537	3,125,376	3,128,317	3,148,162	3,158,121	3,178,266	3,212,043
歳出計	12,080,153	12,464,501	12,299,970	12,211,070	12,079,315	11,893,731	11,757,023

収支等	(決算額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
形式収支	1,653,144	1,644,495	1,536,363	1,320,679	964,138	452,432	0
単年度収支	412,699	△ 8,790	△ 108,132	△ 215,684	△ 356,541	△ 511,706	△ 662,889
年度末基金残高	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	639,990



令和4年度国保税改定に係るスケジュール

	国保事業費納付金	市国保運営協議会	市議会
R3.11月	11/24(水) 仮係数による納付金提示	11/12(金) 第2回(12月補正)	
R3.12月		12/21(火) 第3回(税率改定の協議)	12月定例会
R4.1月	1月上旬 確定係数による納付金提示	1月中旬 第4回(税率改定の協議)	
R4.2月		2月上旬 第5回(当初予算・条例改正)	
R4.3月			3月定例会 (予算・条例)
R4.4月	税率改定		